

市第62号議案

横浜市国民健康保険条例の一部改正

横浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成20年11月27日提出

横浜市 長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例

横浜市国民健康保険条例（昭和35年12月横浜市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「350,000円」を「380,000円」に改め、同条第2項中「含む」の次に「。以下同じ」を加える。

第11条第2項中「につき、」の次に「健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第1項の改正規定は、平成21年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の横浜市国民健康保険条例第10条第1項の規定は、前項ただし書に規定する日以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給について適用し、同日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の横浜市国民健康保険条例第11条第2項

の規定は、この条例の施行の日以後に死亡した被保険者に係る葬祭費の支給について適用し、同日前に死亡した被保険者に係る葬祭費の支給については、なお従前の例による。

提 案 理 由

出産育児一時金の額を改めるとともに、葬祭費の支給要件について所要の整備を図るため、横浜市国民健康保険条例の一部を改正したいので提案する。